

- 一、事務員阿部猛佐藤房吉ニ名ヲ辞職サスコト。
- 職工戸田君服部名ヲ事務員ニ推選ス。
- 一、常備債金三割増額ノコト。
- 一、健康保険掛金ヲ工場主全部負擔ノコト。
- 一、特殊作業ヲ年中永續ノコト。
- 一、雑工五割増(賃銀)
- 一、賞與ヲ公平ニ支給スルコト。
- 一、一ヶ月皆勤手當ハ三日分支給ノコト。
- 一、年ニ一回昇給ノコト。
- 一、ドリール購入ノ際ハ半額負擔ノコト。
- 一、工場設備ノ完備
- 一、爭議中ノ日給ハ全額支給ノコト。

七、経過

一、爭議費用ハ工場主負擔ノコト。
 一、臨時工ヲ本工トスルコト。

前記ノ如ク工場ニ於テハ本月十五日組合員中井守之助外三名ニ対シ解雇手當トシテ日給一ヶ月分、勤続手當トシテ一ヶ月分、日給十五日分及ビ豫告手當十四日分支給ノ上解雇スル旨申渡タルニ被解雇者等ハ何等理由ナキ解雇ナリトテ直々ニ組合本部ニ通知シ復職ノ要求ヲスルコトニ協議シ組合本部員山本忠采、小川猛ノ兩名ハ一昨十六日午後二時工場主ト會見シテ復職ニ歎願セルニ工場主ハ
 賃金ニ割ノ減額及向フニ年間無昇給ノ条件ニテ復職セシムマシ